勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成29年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

新潟県人事委員会規則第11-16号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則(規則第11-5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、追加項並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後

(勤務条件に関する措置の要求)

第2条 (略)

- 2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、 次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をし ようとする職員(以下「要求者」という。)が記名 押印して正副各1通を、関係書類、記録その他の 必要な資料とともに、委員会に提出しなければな らない。
 - (1) 要求者の所属部局、職名、氏名及び住所
 - $(2) \sim (4)$ (略)

3 (略)

(措置要求書等の調査及び補正)

- 第4条 委員会は、措置要求書が提出されたときは、 その記載事項並びに要求者の資格及び要求すべき 措置等について調査するものとする。
- 2 前項の規定による調査の結果、措置の要求に不 備があると認められるときは、委員会は、相当の 期間を定めて、要求者にその補正を命ずることが できる。ただし、不備が軽微であつて、措置の要 求の内容に影響のないものであるときは、委員会 は、職権でその補正をすることができる。

(措置の要求の受理又は却下)

- 第5条 委員会は、前条第1項の規定による調査の 結果により、その措置の要求の受理又は却下を決 定するものとする。この場合において、次に掲げ る措置の要求については、却下を決定するものと する。
 - (1) 措置の要求をすることができない者によって された措置の要求

(勤務条件に関する措置の要求)

改

第2条 (略)

2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、 次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をし ようとする職員(以下「要求者」という。)が記名 押印して正副各1通を、関係書類、記録その他の 必要な資料とともに、委員会に提出しなければな らない。

正

前

- (1) 要求者の職及び所属部局並びにその氏名
- $(2) \sim (4)$ (略)

3 (略)

(措置要求書の調査等)

第4条 委員会は、措置要求書が提出されたときは、 その記載事項及び添付資料等について調査し、これを受理すべきかどうかについて決定する。

- (2) 法第46条に規定する勤務条件に該当しないこ とが明らかな事項についてされた措置の要求
- (3) 前条第2項に規定する補正命令に従つた補正 がされない措置の要求
- (4) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた 措置の要求で不備を補正することができないも
- 2 委員会は、前項の規定により措置の要求の受理 を決定したときは、要求者及び権限を有する当局 にその旨を通知するとともに権限を有する当局に 措置要求書の副本を送付するものとし、却下を決 定したときは、理由を付して要求者にその旨を通 知するものとする。

(交渉の勧奨)

条第1項の決定を行なう前に関係当事者に対し、 要求すべき措置について交渉を行うようすすめる ものとする。

(審査の打切り)

- のいずれかに該当するときには、当該措置の要求 の審査を打ち切ることができる。
 - (1) 要求者の退職、所在不明、死亡等により審査 を継続することができなくなつた場合
 - (2) 関係当事者における交渉又はあつせんによる 事案の解決、措置の要求の事由の消滅等により 審査を継続する必要がなくなつた場合
 - (3) 要求者が審査を継続する意思を放棄したと明 らかに認められる場合
- 2 委員会は、前項の規定により措置の要求の審査 を打ち切つたときは、書面により要求者及び権限 を有する当局にその旨を通知するものとする。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第6条 委員会は、適当であると認めるときは、 $\underline{\dot{n}}$ | 第5条 委員会は、適当であると認めるときは、 $\underline{\dot{n}}$ 条の決定を行なう前に関係当事者に対し、要求す べき措置について交渉を行うようすすめるものと する。

(措置の要求の受理及び却下の通知)

第6条 委員会は、措置の要求を受理した場合には、 その旨を要求者及び必要があると認めるときは、 当該事項に関し、権限を有する当局に通知し、却 下した場合には、その旨を要求者に通知するもの とする。

(審査の打切り)

- 第9条 委員会は、係属している措置の要求が、次 第9条 委員会は、措置の要求が、係属中において、 次の各号の一に該当する場合には、その事案の審 査を打ち切り、その要求を棄却することができる。
 - (1) 要求者の死亡した場合
 - (2) 要求者の所在不明の場合
 - (3) 関係当事者における交渉又はあつせんにより、 事案の解決した場合
 - (4) 措置の要求の理由の消滅した場合
 - (5) その他委員会が事案の審査を継続する必要が なくなつたと認める場合